

## 「麻酔科認定医に関する内規」施行に伴う移行措置に関する申し合わせ

2013年5月22日制定

### (目的)

- 第1条 この申し合わせは、「麻酔科認定医に関する内規（2013年5月22日制定）」（以下、「認定医内規」という。）の運用に係る移行措置について定める。
- 2 この申し合わせに定める事項のほかは、麻酔科認定医に関する内規にもとづき運用する。

### (適用)

- 第2条 この申し合わせは、2015年度までに行われる麻酔科認定医の新規認定審査を受けようとする者、2016年3月31日以前に麻酔科認定医（暫定認定医を含む）の認定期間を終了する者、または2017年3月31日もしくは2018年3月31日に暫定麻酔科認定医の認定期間を終了する者に適用する。

### (新規申請資格)

- 第3条 この申し合わせの適用者で新規申請を希望する者は、以下の各号に掲げる資格をすべて満たさなければならない。
- (1) この法人の正会員であり、申請する年の会費を完納していること
- (2) 厚生労働大臣から麻酔科標榜の許可を受けていること、あるいは現に麻酔科標榜の許可申請書を提出していること
- (3) 過去に認定医の認定を受けたことがないこと
- 2 認定審査委員会が正当な理由があると認めたときは、前項第3号に掲げる規定にかかわらず認定医の申請をすることができる。

### (申請)

- 第4条 この申し合わせの適用者は、認定審査委員会の指定する方法で申請を行い、以下の各号に掲げる書類をこの法人に提出しなければならない。
- |                 |    |
|-----------------|----|
| (1) 認定医新規申請書    | 1部 |
| (2) 麻酔科標榜許可書の写し | 1部 |
| (3) 職務経歴書の写し    | 1部 |
| (4) 麻酔経歴書の写し    | 1部 |
- 2 認定医の認定申請は、随時受け付ける。

### (更新申請資格)

- 第5条 この申し合わせの適用者は、以下の各号に掲げる資格をすべて満たさなければならない。
- (1) 現に認定医の資格を有し、その有効期間が終了する年度に達していること
- (2) 更新申請する年の5年前の4月1日から更新申請する年の3月31日までの間に、この法人が主催する学術集会等への参加等の実績を有していること

### (実績の算定等)

- 第6条 前条第2号に定める学術集会等への参加による実績は20単位とする。
- 2 前項に定める20単位は、認定医内規別表に掲げるこの法人が主催する学術集会等への参加により算定する。ただし、少なくとも1回は、この法人の年次学術集会への参加による実績15単位を含まなければならない。

### (申請)

- 第7条 この申し合わせの適用者で更新申請を希望する者は、認定審査委員会の指定する方法で申請を行い、以下の各号に掲げる書類をこの法人に提出し、更新を申請しなければならない。
- |                |    |
|----------------|----|
| (1) 認定医更新認定申請書 | 1部 |
|----------------|----|

- |                              |     |
|------------------------------|-----|
| (2) 認定医実績目録（学術集会等参加実績証明書の写し） | 1 部 |
| (3) 職務経歴書の写し                 | 1 部 |
| (4) 麻酔経歴書の写し                 | 1 部 |

**(改 定)**

第 8 条 この申し合わせは、教育委員会の議を経、理事会の承認を得なければ改定することができない。

**附 則**

1. この申し合わせは、2013 年 5 月 22 日に制定し、2014 年 4 月 1 日から施行する。
2. この申し合わせは、2018 年 3 月 31 日に廃止する。